

田辺市まちなか移住推進空き家活用事業補助金の募集を開始します

問合せ 下記参照



空き家を移住推進に活用し、市内への定住を促進することにより地域の振興を図るため、県外から本市に移住する方の居住に使用する空き家を改修する方に対して補助を行います。

■対象地域
旧田辺市（秋津川・上野・長野・伏菟野を除く。）

■対象者
次のいずれかに該当する方（ただし空き家に居住する方が空き家の所有者の親族である場合は対象外となります。）

◇対象地域に空き家を所有する方であり、市の支援を受けて、当該空き家を県外から移住する方の居住用に活用する場合

◇県外に住所を有する方であり、市の支援を受けて対象地域に移住しようとする方

■対象事業
次のいずれかに該当する事業（施工業者は市内事業者に限ります。）

◇対象地域に所有する空き家を改修して、県外移住予定者を居住させる事業

◇対象地域に移住するため

に居住する空き家を借り受け、又は購入し、当該空き家を改修して移住する事業

■補助金額
空き家の改修に要する金額の3分の2。ただし、上限は80万円です。

■申請期間
7月10日④までに、所定の申請書に必要書類を添えて、左記へ直接提出してください。申請書は左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

■その他
補助金を活用した物件は、事業完了の翌年度から起算して10年間当該補助事業の目的に従って、改修した空き家に居住し、又は県外から移住する方の居住用としなければなりません。申請者多数の場合は抽選とさせていただきます。

詳細は左記へお問い合わせください。

④ 田辺市まちなか移住推進係（本庁舎3階）
☎0739（33）7714
http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyō

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ～保険料（軽減特例措置）の見直しについて～

問合せ 下記参照



後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額（4万5812円）と、所得に応じて決まる所得割額（所得割率8・80％）の合計額となり、個人単位で計算します。

平成31年度（平成31年4月～令和2年3月）の保険料額の通知は、7月中旬頃に郵送します。

※賦課年度が平成31年度となっていますが、法律上の効果は変わることがありません。

※右記の保険料率は、平成30・31年度の料率で、2年ごとに見直されます。

■均等割軽減特例の見直し
均等割は、世帯の所得状況に応じて一定の軽減措置が設けられています。

均等割額の軽減は、制度創設時の暫定的な特例措置として、本来の制度で7割としている軽減割合に上乗せをして9割と8・5割の軽減を実施してきました。しかし、世代間の負担の公平を図るとともに、皆さんが安心して医療を受けられるよう安定した制度とするため、段階的に見直されることとなりました。

この見直しは、可能な限り、所得の低い方への負担増が生じないよう、年金生活者支援給付

金の支給や介護保険料の軽減強化の開始に合わせて、平成31年度から行います。

※年金生活者支援給付金には支給要件があり、給付される金額は、所得額や年金の保険料納付済期間等により異なります。詳しくは、下記の「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

◇平成31年度の軽減割合
世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が33万円以下であって、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得がない方への軽減割合が、9割から8割に変わります。

8・5割軽減については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り特例が維持されます。

5割・2割軽減については、所得判定基準額が改正され、軽減対象が拡大されました。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減されます。

元被扶養者の均等割軽減は、特例措置として期限の定めを設けず実施されてきましたが、制度本来の軽減措置に見直されたことから、後期高齢者医療制度の資格を取得した後2年間に限り適用されます。

※所得が低く均等割軽減の8割（平成30年度は9割）、8・5割軽減の対象となる元被扶養者の方は、均等割の軽減措置（保険料が安い方）が適用されます。

■保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納めている方へ
特例措置の見直し等で年間保険料額が前年と異なる場合、10月の年金から天引き額が変更になります。

④ 後期高齢者医療保険料について
保険課 保険税係
☎0739（26）9965
和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073（428）6688
◇年金生活者支援給付金について
ねんきんダイヤル
☎0570（05）1165

小規模事業者持続化補助金制度をご活用ください

問合せ 商工振興課 商工労政係（☎ 0739-26-9970）



■補助対象者	
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く。）	5名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	

■補助率・補助額等		
	国の制度	市の制度
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限る。）、設備処分費（補助対象経費総額の2分の1が上限）、委託費、外注費	
補助率・補助額	◇補助対象経費の3分の2以内 ◇補助上限額 50万円 ※以下の場合、補助上限額 100万円に引き上げ ①市区町村による創業支援事業の支援を受けた事業者 ②市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿って買い物弱者支援等の事業を行う事業者	◇補助対象経費の2分の1以内 ◇補助上限額 37.5万円 ※以下の場合、補助上限額 75万円に引き上げ 左記①②に同じ

小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて作成した経営計画に沿って取り組む、販路開拓等の経費に補助を行う国の制度「小規模事業者持続化補助金」の申請受付が開始されています。商工会議所は6月12日④が締切りとなっており、また、商工会は6月28日④が一次締切り、7月31日④が二次締切りです。

この制度は、販路開拓等に向けた取組にかかる経費であれば、幅広い業種、用途で活用できます。

なお、昨年度から市も、販売促進等に取り組みようとする小規模事業者を支援するため「田辺市小規模事業者持続化補助金制度」を設けています。国の制度にチャレンジし不採択となった市内の事業者で、改めて市に申請を行った事業者を対象に、審査により対象者を決定し、その経費の一部を支援します。国の制度で、不採択となった事業者には、その後、商工会・商工会議所を通じて市から、手続のご案内を行う予定です。



■年金収入 80 万円以下の方の保険料（例）

平成 30 年度	平成 31 年度
均等割 9割 軽減 (年間保険料額 4,500 円)	均等割 8割 軽減 (年間保険料額 9,100 円)
保険料の納付額（1割）	保険料の納付額（2割）

ふるさと田辺へのご支援ありがとうございました

問合せ たなべ営業室 価値創造係 (☎ 0739-33-7714)



平成20年4月30日の地方税制改正でふるさと納税制度が導入されたことを受け、本市では、平成20年5月、「ふるさと田辺応援寄附金」を創設し、ふるさとである市の発展のために応援したいなど、皆さんの思いを寄附金として受け入れています。平成26年度から返礼品の送付を開始しており、梅干しをはじめとする市内の産品、市内の宿泊と熊野古道歩きがセットになった旅プラン、ふるさとの情報を伝える地元新聞社が発行する「紀伊民報」の購読などを寄附いただいた方にお贈りしています。

平成30年度は、返礼品合計107点を用意し、寄附受入件数と金額は、4692件、7080万4500円となりました。

頂いた寄附金は10～11ページのとおり活用させていただきました。たくさんのご支援、誠にありがとうございました。

本年度は市内高校生が開発した商品などを加え、返礼品145点を用意し、寄附の受入れを行っています。

今後も、本市に対する応援をよろしくお願いいたします。

■寄附金の具体的な活用効果【平成30年度】

事業名	金額	件数	活用先
①蟻の熊野詣～世界遺産（熊野古道）関連事業～	24,850,000 円	1,735 件	世界遺産熊野本宮館の管理に要する経費
			世界遺産熊野本宮館イベントの開催
			観光地域づくり支援事業（熊野トラベル関係）
			熊野本宮大社創建二千五十年奉祝記念事業費補助
			闘雞神社創建千六百年記念事業費補助
			熊野古道の森保全事業（くまもり募金事業） 他
②地球にやさしいふるさと～環境保全事業～	9,830,000 円	558 件	環境学習啓発に要する経費
			生ごみ処理機購入費補助
			資源集団回収事業実施団体奨励補助 P.II 写真
			花とみどりいっぱい運動助成事業に要する経費
			市有林植栽イベント（天空三部広葉樹林間植栽）委託 よみがえりの森づくり事業費補助 他
③あがらのまち～ふるさとづくり事業～	7,118,500 円	443 件	田辺笠鉾協賛会補助
			あまいみかんづくり支援事業費補助 P.II 写真
			紀州田辺うめ振興協議会補助
			関西実業団対抗駅伝競走大会補助
			住民バス運行に要する経費 P.II 写真
			鮎釣り大会補助
			田辺観光協会補助
			龍神観光協会補助
			中辺路町観光協会補助
			大塔観光協会補助
			熊野本宮観光協会補助 他

事業名	金額	件数	活用先
④元氣かい！ふるさとの父、母、友よ～安心して心豊かに暮らせるまちづくり事業～	6,649,000 円	417 件	予防接種に要する経費
			防災行政無線に要する経費 下記写真
			防災教育推進支援業務委託
⑤南方熊楠顕彰事業・植芝盛平翁顕彰事業	1,742,000 円	110 件	南方熊楠顕彰館常設展示の一新 下記写真
			植芝盛平翁顕彰会補助
⑥指定なし（①～⑤のいずれかの事業に活用）	20,615,000 円	1,429 件	シティプロモーション事業
			弁慶まつり補助 下記写真
			田辺・弁慶映画祭事業費補助
			情報教育（パソコン等）
			紀州田辺ブランド推進事業費補助
			図書購入 新庄公園整備管理費等 他
合計	70,804,500 円	4,692 件	



資源集団回収事業実施団体奨励



あまいみかんづくり支援事業【マルチ被覆資材敷設補助】



住民バス運行



防災行政無線



南方熊楠顕彰館常設展示



弁慶まつり